

【主な質疑項目】

1. 農林漁業者の二重債務の解消対策について
2. 総理の「脱原発依存」の理念について

○山田俊男君

本日は、質疑の機会をいただきまして、同僚の皆さんにも御礼を申し上げたいというふうに思います。

まず最初に、菅総理、先週の当予算委員会におきまして我が党の山谷委員の質疑がありまして、その中で前田委員長から指示のありました、外国人からの献金を返した際の領収書の提出について当委員会への報告をしっかりと行ってほしいということであったわけですが、一体、総理、どうされているんですか、お聞きします。

○内閣総理大臣（菅直人君）

今日、そういう御質問をいただくという通告はいただいておりませんが、先日の委員会で委員長の方から我が党筆頭理事に報告をするようにと言われてまして、筆頭理事の方に報告、私の対応の仕方について報告をいたしました。

○山田俊男君

いずれにしても、菅総理、国民全体が大変な重大な関心を持っている事項であります。適切にきちっとやっていただきたい、こんなふうをお願いするところであります。

さて、平野大臣、復興対策について中心にしながら質疑させてもらいますが、平野大臣、我が参議院議員でもありますので、今回、いろんないきさつはありますけれど、こういう形での大臣に御就任されたわけにありますから、しっかりやってもらいたいということをお願いします。

ところで、前任の松本大臣、当時まだ復興大臣ではありません、防災大臣でありましたが、六月十四日の震災復興委員会におきます私の、二重債務の解消対策と関連して、負債の担保となっている農地の被災前の価格による買入れにより負債の解消ができないのかという質問に対しまして、復興構想会議が提言され、仮に農地を政府が買い上げるとしたら、当然被災前の時価というふうに私は理解していますというふうに明確に答弁されているんです。議事録のとおり私は申し上げました。

平野大臣、現地の事情はあなたはよく御存じのはずであります。二重

負債、二重債務解消の一環として、農業者にとりましてはこの農地の扱いが大変重要であります。必要であれば農地は買い上げる、それも価格は被災前の時価という前大臣の見解と当然一緒でしょうね。お聞きします。

○国務大臣（平野達男君）

被災地においては、今復興を目指しまして、様々な観点から土地利用計画の策定を今鋭意行っているというふうに理解しております。その計画を策定するに当たって、もうこれは委員御案内のとおり、今回の被災の大きな特徴は津波ということでございまして、その津波に対応するための災害に強い町づくりということも大きなテーマになっています。

その土地利用調整の中で、従前地農地であったところあるいは宅地であったところ、それが今後とも農地として使えない、あるいは宅地として使えない、そういう状況になる場合も想定されます。その場合にそういう土地をどうするか。買上げということについても大きな手段であるということは、当委員会でもあるいはほかの委員会でも重々、重ね重ね申し上げてきたとおりであります。その場合の価格をどうするか。この価格も含めて、それからまたどういう場合に買上げをするのか、こういったことについては、今現地で様々な土地利用計画を策定中でございまして、その策定中の中に出てくる様々な御意見、考え方等を踏まえましてこれは検討すべきものだというふうに考えております。

○山田俊男君

鹿野大臣、私のそのときの質問に対して、農地の買取りは現行法ではなかなか難しいと。さらに、価格についても時価であるというふうな御答弁だったんですが、その後の記者会見で、いや、二重債務の問題は大変重要なんで、そして記者の更に追っかけの質問に対して、いや、買取りについても検討するんですねと記者が質問したら、大臣は、いや、そういうことも考えなきゃいかぬと、こうおっしゃっているわけですが、大臣のこの問題についての考え方をお聞きします。

○国務大臣（鹿野道彦君）

基本的に二重債務の問題につきまして、今後の取組について、機構が農業者なり漁業者、そういう方々の債務、既往債務を買い取るかどうかというふうなことについては、御承知のとおり、農業者、漁業者も入ることになりました。そういう意味のこの質問に答えたわけでござい

ますけれども、今委員から御指摘の農地の買上げということにつきましては、復興構想会議からもいろいろ御提言をいただいておりますが、基本的にはできるだけ農地に戻したい、こういうふうなことでございますけれども、そういう中で、それぞれの市町村がこれからの復興計画も立てていくと思います。

そういう中で、この農地の買上げ等々についてどういう考え方を持っているかということも含めて、今、平野復興担当大臣からもお話がありました。今後私どもとしては、そういう地域の方々の考え方というふうなものを参考にして取り組んでいかなきゃならないと思っております。

○山田俊男君

ちょっともう一度聞きますが、その復興構想会議の見解もありました。さらには、それに伴う市町村がどんな計画を立てて取り組むかという市町村の動向を見ながら農地の買上げについても当然考えていかなきゃいかぬと、こういう見解でいいですね。いや、鹿野大臣に。

○国務大臣（鹿野道彦君）

今、私申し上げたとおりに、当然その地域の方々が、市町村を含めて県なりがどういう考え方を持つかということはこれ非常に重要なことでございますので、そういうものを参考にしながら、全体の復興をどうするかということの中で農地の買上げ等々についても判断をしていかなきゃならないと思っております。

○山田俊男君

海江田大臣にお聞きします。政府の二重債務解消対策で、被災地三県に新たな機構をつくって、中小企業者のみならず農林漁業者も含めた債権の買取り、棚上げも含めた対策を準備されているというふうに聞きますが、この場合も、農地の買上げについて今要望がきちっとあると、さらに二重解消問題の関連で必要性が出てくるということであれば、当然おやりになるというふうに考えていいんですね。

○国務大臣（海江田万里君）

お答えを申し上げます。今御指摘のありましたように、機構を新たに作るということでもございまして、これは当委員会の議論も受けまして、当初は中小企業が対象でございましたけれども、やはりこれは農林漁業あるいは医療関係の事業者、これも含めなければいけないという形で、

そういう方向で今調整をしております。

そして、今御指摘のありました農地の買取りでございますけれども、基本的には、これは再生の可能性があります事業者の旧債務の、この債権の買上げと、買取りということを中心業務としておりますので、この農地の買上げということについてはよく農水大臣などと御相談をしてということになります。本来では債権の買上げということでございます。

○山田俊男君

枝野大臣にお聞きします。枝野さんは行政刷新特命大臣でもありますのでお聞きするわけですが、政府の、経産省の二重債務解消対策のスキームの中心になります中小企業基盤整備機構、これについては事業仕分の対象になって、今回のスキームで活用しようとしている千五百億円の資金についても国庫返納を求められている、御存じですか。

○国務大臣（枝野幸男君）

平成二十二年の四月に行われた事業仕分第二弾におきまして、独立行政法人中小企業基盤整備機構について、高度化事業、ファンド出資事業等が取り上げられ、特に一般勘定資産のうち二千億円について国庫に返納すべきとの指摘がなされております。さらに、二十二年十一月の再仕分においても可及的速やかに二千億円を国庫に返納するとされました。

これら仕分結果や政府内での調整を踏まえ、昨年十二月に閣議決定された独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針において、高度化事業、ファンド出資事業について一部事業の廃止、重点化など事業規模の見直しを図るとともに、不要資産について、緊急の中小企業対策等に必要な資金が確保されることに留意しつつ、可及的速やかに二千億円を国庫納付すること等が決定をされております。

これに基づいて、平成二十三年度予算については歳入予算として五百億円を計上しているところでございますが、まさにこの大震災を踏まえた緊急の中小企業対策等に必要な資金が確保されることに留意するという観点から、今回のスキームにおいて残っている一千五百億円について、そのまま残してそこに充てるのか、それとも一旦戻していただいて予算として付けるのか、こうしたことについて検討していると承知をしております。

○山田俊男君

枝野大臣にもう一度お聞きしますが、今おっしゃったように、ほかに

も機構の役員が大変高額の報酬をもらっているというふうなコメントがあったりしていますし、今もおっしゃいましたように、ファンドについては廃止というコメントもあったりしたわけですね。要は、それからさらに、今大臣おっしゃいましたが、千五百億円を使ってこの事業をやるかどうかということは検討中だと、こういうことでいいですね。

○国務大臣（枝野幸男君）

改めて確認的に申し上げますが、事業仕分の段階においてのこの機構における事業を精査をいたしまして、そうした中で二千億円については返納可能であるし、すべきであるという判断をいたしました。その後、今回の大震災ということ踏まえて機構において緊急の中小企業対策等で行うべき新たな事業が生じているわけにありますので、それに対応した資金の確保の仕方については、これは財政当局や直接の所管の経済産業省との御相談において、返納すべき一千五百億円がまだ残っておりますので、これを残したまま新たな事業に充てるのか、それとも一旦戻していただいた上で新たな予算措置をするのか、これは実務的に対応していただくことになろうかと思っております。

○山田俊男君

この機構、今、事業仕分の対象になっている、さらには事業運営上も大きな課題を抱えている。その機構が、この大震災を受けてそして事業をやりますと、こういうことじゃないですか。これ、どうしても考えてみてもおかしいと思いませんか。生き残りそのものですが。総務大臣、お聞きしますが、あなたは独立行政法人を担当する大臣として一体、これは相談ありましたか、事前に。

○国務大臣（片山善博君）

総務省に独立行政法人についてのその政策評価をする事務がありますけれども、そのための評価委員会ありますけれども、これは中期目標終了時の事務・事業の見直しに関し勧告を行うことでもありますとか、それから各府省の評価委員会が行います毎年度の業務実績評価に関して意見を述べることなどでありまして、特に委員もおっしゃったような独立行政法人が中期目標、中期計画を変更すると仮にした場合について相談を受ける立場にはありません。

○山田俊男君

海江田大臣、この政府による二重債務解消対策、この方針は今言ったような中小企業基盤整備機構を中心にしながらやりますよという話なんです。だけれども、実は、今お話出なかった中でも聞きますけれども、七千億円の繰越欠損金を抱えて毎年それを返していかなきゃいかぬ、償却していかなきゃいかぬという話になっているわけでしょう。一体この組織でこの大事な大事な復興に向けた二重債務解消の取組できるんですか、お聞きします。

○国務大臣（海江田万里君）

お答えをいたします。私どもは、この二十二年の十二月の閣議決定、先ほど枝野官房長官からも御紹介がありましたけれども、この中で緊急の中小企業対策等に必要な資金が確保されることに留意しつつということがございますので、これを受けて、やはり今回の事態はこの緊急の中小企業対策等に必要な資金の需要が生じたという認識でございます。

○山田俊男君

農林水産業も範囲にするというふうにおっしゃった。それからさらに、厚生労働省の医療機関ないしは福祉施設についても今後対象にしますよと言ったんだよ。その他業務なんだよ。その他業務にこういう農林水産業や厚生労働省が入って仕事をしますよということ、総務大臣、こういうことは重大なこの機構の中期目標や中期計画の大きな目標の変更じゃないですか。その点について相談がなくていいというふうにおっしゃっていいんですか。

○国務大臣（片山善博君）

先ほど申し上げましたように、法律上の権限としてそういうことが想定されておりません。今回の場合、非常に緊急な事態でありますから、政府の関係各省において責任を持ってそのスキームなどを決めるということだと思えます。

○山田俊男君

農林水産大臣にお聞きします。その他業務の範囲の中に農林水産と厚生労働省も、細川大臣、入れられて、それで業務をやりますよと。恥づかしくないですか、一体そんな形の仕事の仕方です。かつ、今言いましたような、このつくろうとしている子会社のファンド法人、これが一体ち

やんとした業務ができるかどうか確信持てないじゃないですか。そんなところへ、本当に困っている農林水産業者の要望を実現できるとお考えですか。その点についてはどうなんですか。

○国務大臣（鹿野道彦君）

その運用に当たっては、今いろいろと御指摘がございましたけれども、被災した農林漁業者の既往債務について円滑に機構の仕組みが活用されるように、中小企業等と連携をしながら詰めていかなきゃならないことだと思っております。

○山田俊男君

細川大臣、いかがですか。この問題についてどんなふうにお考えですか。

○国務大臣（細川律夫君）

質問通告を受けておりませんが、機構の方で円滑に運営していただいてやっていただくというしかないと思えます。

○山田俊男君

鹿野大臣、どうもお聞きするところによりますと、近々農林水産省の中にも産業局というのが設けられるやに聞いておるわけでありませうけれども、あれですか、もう農林水産業の仕事は経済産業省でやってもらおうと、中小企業庁でやってもらおうと、その第一歩を踏み出しています、それを了解していますということと理解していいんですか。

○国務大臣（鹿野道彦君）

今回、この新たな機構というふうなものに対して農林漁業者も対象となると、こういうふうなことになるわけがございますので、そういう意味で、しっかりとこの既往債務というふうなものについて円滑にこの機構の仕組みというふうなものが活用されるようにしていかなきゃならない、そういうことで、他の省庁ともしっかりと連携を取っていかなきゃならないと思っております。

○山田俊男君

海江田大臣、一体、この中小企業整備機構に農林水産業の担当者はい

るんですか。

○国務大臣（海江田万里君）

私どもは、資金の貸出しについての専門家がおりますので、この資金の貸出しの専門家と、それから御承知のように各県ごとにこの機構がしっかりと機能するように各県の御意見もちょうだいたしますので、その各県の専門家の方と私どもの資金の貸出しの専門家が相携えてしっかりと融資を行うということでございます。

○山田俊男君

元々この整備機構が、だって不良債権を抱えているんですよ。ファンドの事業はもうやめたらどうかと言われていたんですよ。さらには、経営再建のためにしっかりと収益を上げろというコメントも出ているんですよ。そういうところが一体、この震災に苦しむ皆さんの二重債務を解消するための役割を本当に果たせると、ちゃんと親身になって相談して、そして必要なものは買い取る、棚上げする、そういう仕組みができるというふうにお考えですか。改めて私は海江田大臣にお聞きします。本当にできますか。

○国務大臣（海江田万里君）

この二重債務の問題については総理からも特に強い指示がございまして、そして、やはりこれは本当に早く、急いで、少なくともゼロからの出発にしなければいけないということを内閣全体で共有をいたしましたので、そして、じゃ、今あるその機構を利用して、今ある組織を利用して、そしてできるだけ早くこの二重債務の問題をしっかりとするためにどういうやり方があるかということで考えたのが、今私どもが提案をしているこの内容でございます。そこは是非御理解をいただきたいと思っております。

○山田俊男君

その新しくつくろうとしているファンド機構、それは今もおっしゃったように、中小企業の整備機構、ここを中心にしながら八〇%出資して、そして貸出しを中心にしてやる。そうなんですよ。結局、新しい事業をどうするか。きれいに書いてありますよ、農林水産業も対象にする、それから買取りもやる。場合によったら、農林水産業の場合の買取りは、いかに、農地の問題をどう扱うか、抵当権が入っている農地をどう扱っ

てあげるか。水につかって、瓦れきにつかっている農地をどうしていくかということについての対策がない限り問題は解決しないんでしょうが。そのためにこそ働くべきだと、役割を果たすべきだと言っているのに、一体この機構で何ができるんですか。

本当にもう一回聞きますよ、農水大臣。本当にそういう組織なんですよ、御存じだったんですか。御存じでこの機構の、経産省の独立行政法人のこの仕組みの中で仕事をするということを了承されたんですか。改めて聞きます。

○国務大臣（鹿野道彦君）

先ほど総務大臣からも御答弁がありましたけれども、緊急的措置ということでございますから、私どもは、この機構がまさしく農林水産業の既往債務というふうなものについて円滑にこの仕組みが活用されるように、他の省庁と連携を取っていかなきゃならないと思っております。

○山田俊男君

緊急措置でやるといったって、役割を果たせないところで仕事をしてみたってしょうがないじゃないですか。ましてや、農林水産業の関係者が本当に祈るほど切望してやまないこの被災地の復興に向けた取組について役割を果たせるんですか、本当に。きちっと法律を作って、そして貸出しや買取りに必要な資金については政府保証をしてきちっと管理していくという取組があってこそ進むんじゃないですか。

大臣、本当にもう一回聞きますよ。これ重大なことだと思います。もう一度聞きます。

○国務大臣（鹿野道彦君）

まさしく委員からの御指摘のとおり、農林漁業者のそういう既往債務についての、このいわゆることについて、円滑にとにかくこの機構の仕組みが活用されるようにしっかりと取り組んでいかなきゃならないと思っております。

○山田俊男君

野田大臣にお聞きしますが、二次補正の予算で、実はもう仰々しくこれは二重債務解消対策という名前だけ付けて、そして二兆円の中で経済産業省は五百四十億円、農林水産省は百九十四億円、厚生労働省は四十億円の要求をしているわけでありまして。中身たるや、窓口整備の予算と

利子補給の予算と施設整備ですよ。施設整備の予算、どこで二重債務の解消問題と関連するのかよく分からない施設整備の予算を要求して、そして段取りされている。

一体、今一番希求されている、商店街の主であれば、水につかってしまってもどうにもなっていないこの言わば商業用地、農地、宅地ですよ、土地、これをどうして扱ってもらえるのか、農業者にとっては農地の問題をどう扱ってもらえるのか、そのことを抜きにしては考えられない。ところが、そのことについての予算措置は一切ない。そうですね。

○国務大臣（野田佳彦君）

委員の御指摘のとおり、今回の第二次補正予算では、中小企業向けの相談窓口の強化など、今項目は羅列をしていただきましたけれども、総額は予算措置七百七十四億円を盛り込んでおります。これ、予算措置には入っていませんけれども、先ほど来議論が出ている新しい機構をつくっての対応であるとか、あるいは個人債務者の私的整理に関するガイドラインの策定であるとか、あるいは一次補正予算で創設をした信用保証協会による東日本大震災復興緊急保証を円滑に執行する等の総合的な取組の中でしっかりと対応をしていきたいというふうに考えます。

○山田俊男君

平野大臣、今までのやり取りを聞いていて、それで本当に二重債務の解消問題、これは復興大臣としてもまさに大事なことですよ。だから私は松本前大臣の話から始めたんですよ。そういう流れの中で、あなた、ちゃんと役割を果たそうとしたら、一体できるんですか。先輩の大臣、たくさんいるかもしれぬけど、大事なことはそんなことじゃないんだよ。ちゃんとやることはちゃんとやる、そのために必要な議論をちゃんとやっているんですか。お聞きします。

○国務大臣（平野達男君）

まず、土地の買上げという問題を二重ローン解消というスキームの中で考えるという考え方もあるかと思いますが、これは全体の復興計画の中の土地利用をどのようにするかという、それよりちょっと大きな枠組みの中で考えるべき問題だというふうに私自身は思っています。その場合に、繰り返しになりますけれども、どういう土地をどういう考え方で買っていくか。これにつきましては、一律の考え方で律することは、これから地域地域がいろんな計画を立てていく上ではむしろ障害になって

くるのではないか。まずは、繰り返しになりますけれども、今市町村が一生懸命と汗かいています。その土地利用計画の中を作っていく上で、こういう土地は買ってもらいたい、そのときの考え方はこうだというようなことを今聞き始めています。こういったものを修正しながら土地の買上げということについての考え方を進めてまいりたいというふうに思っています。

それから、二重ローン問題については、もうこれ、委員も御指摘のように大変重要な問題でございまして、これは三党の中で相当熱心な白熱した議論がされて、大筋で合意して、まだまだ、後ろに片山さつき委員がおられますけれども、立法の必要性等々について若干の相違は残しておりますが、大筋の合意は得られたというふうに思っております。これをどのように使っていくか。これはもう政府を挙げてしっかりとした体制でこれに臨むということでございまして、まずは今、この二重ローン問題解消ということで地域がこれを運用したいという、そういう思いも強くありますので、これを動かすことをしっかり進めてまいりたいというふうに思っております。

○山田俊男君

土地利用計画が必要なことは間違いありません。ところが、そのためにも前段で、みんな困っている商業地の宅地だったり、それから農地だったり、一体どうするのかということと連動して考えておかないと絶対解決しないんです。

○国務大臣（平野達男君）

いや、もうまさに山田委員おっしゃるとおりなんです。どこに工場を持っていくか、どこに住宅を持っていくか、例えばどこにJRを復活するか、こういった問題をきちんと詰めていかなければなりません。その全体の計画の中で土地の買上げという考え方が出てくるということでありまして、これは急がなくちゃなりません。しかし、やっぱり何回も何回も地域の中で話をし、この場所で本当にいいのか、ここで住むのがいいのか、自分はそこで納得できるのか、これは時間が掛かる問題かもしれません。ただ、その中で詰めるべきものはどんどん詰めていく、その詰めなくてはならない重要なテーマの中に土地の買上げがあるということでもあります。

○山田俊男君

総理ね、総理、今まで聞いておられまして、この議論がいかにも、もうどうにもならないものなのかということとはよく分かっておられると思うんです。二重債務の解消問題については、総理、あなたが指示された。私は、記憶、覚えていますし、明確に。だったら、その中で今やられようとしていることはこの程度のことなんですよ。問題の本質にも何にも入っていない。

総理、あなたが指示した、復興をこうやらなきゃいかぬというふうにおっしゃっていることとの関連で、この状況でいいんですか。ちゃんと聞いてください。野党はきちっと法律を出して買取りも含めてやろうというふうにしているわけですから、その点についてお聞きします。

○内閣総理大臣（菅直人君）

今関係大臣から各方面について御答弁があったと思いますが、御指摘の新たな公的な機関の設立に関しては、政府の対応方針に基づいて、中小企業基盤整備機構と地域金融機関が出資する新たな機構を設立し、地域の実情を踏まえた制度設計とすべく、被災県とも連携して具体的な形を検討をさせていただいております。

また、土地利用については、先ほど平野大臣からもお話がありましたように、やはり急がなければいけないと同時に、それぞれそこに住んでいた人あるいは土地所有をしている人の納得ももちろん得なければいけないわけですから、それに向かって今全力を挙げていただいているところであります。

○山田俊男君

ともかく、今までの議論で、やろうとしている中身が非常に薄っぺらなものであるということが明らかになったというふうに思います。手遅れではないんです。しっかりもう一回、法案を提出しています、だからそれ議論しましょうよ。その中でもう一回作り直しましょう。総理、ちゃんと、もう一回聞きます。

○内閣総理大臣（菅直人君）

政府としては、現在提案をしている考え方で進めることが適切だと、こう思っております。

○山田俊男君

総理、別の話で聞きます。総理の脱原発依存ということの理念を改めてお聞きします。

○内閣総理大臣（菅直人君）

この間いろんな委員の方に御説明しておりますが、三月十一日の原子力発電所事故を私自身も総理という場で経験をして、その中で、例えばエネルギーの基本計画では二〇三〇年に原子力のウエートを五三%まで引き上げるとしておりましたが、まずはそれを白紙から見直そうと。また、原子力行政についての保安院の位置付けも I A E A の報告で見直していこうということを提起し、そして短期、中期あるいは長期のエネルギー需要についての議論も始めているわけでありまして。そういう中で、私としては、原子力に依存しないでやっていけるような国を目指したいということを申し上げました。私は、政府が検討している方向と私が申し上げた方向と矛盾はしていないと、こう考えております。

○山田俊男君

総理、その場合に、脱原発依存で自然エネルギーの再生を図っていくということは、豊かな自然と地域における共同の取組、それがあっての話だというふうに思いますが、賛成ですね。

○内閣総理大臣（菅直人君）

その点は全く私も同感で、これはバイオマスだけではなく、例えば風力でも地域の、海の、海面を使うこともありますし、場合によっては太陽光でもいろいろな従来の農地などを活用させていただくこともありますので、そしてそれらが地域の言わば産業として根付くかどうかということが極めて重要であると。そういう点で、御指摘のとおりだと思っております。

○山田俊男君

これで最後にしますが、総理、私が一番心配しているのは、あなたが九月にアメリカへ行ってオバマ大統領とお会いになって、TPPについては参加するというふうにおっしゃるんじゃないかと物すごい心配しているんです。ともかく、脱原発依存というふうにおっしゃることとTPP参加は全く理念が矛盾するということをしっかり申し上げておきます。それを考えてください。以上で終わります。